

横浜市火災予防規則の一部改正について

横浜市火災予防条例で規定されている違反公表制度の運用を定める規則の一部を改正します。

1 本市の違反公表制度の概要

違反公表制度は、防火対象物の危険性に関する情報(重大な消防法令違反等)を、早い段階で消防局ホームページに公表することで、建物利用者等が火災の被害に巻き込まれる危険を回避することを目的として、総務省消防庁の通知に基づき、平成 26 年 10 月から運用を開始しています。

公表対象	防火対象物	<u>すべての防火対象物</u> (消防庁通知では、不特定多数の者が出入りする防火対象物に限定)
	違反内容	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務がある防火対象物で、 ① これらの消防用設備等が設置されていないもの ② <u>設置されているが、維持管理の不良により全体的な機能が失われているもの</u>
公表手続		違反を通知した後、14 日経過してなお引き続き同一の違反が認められる場合に、消防局ホームページに防火対象物の名称、所在地、違反内容等を掲載

※下線部分は、公表制度の効果を高めるため、本市独自の取組みとなっています。

◎公表対象物の現況 (平成28年 8 月31日現在)

防火対象物数	公表総数	是正数	現在公表数
総数	111 対象	64 対象	47 対象

2 改正内容

横浜市火災予防規則第 27 条の 4 第 2 項第 2 号を改正し、これまでの公表内容(建物名称、住所、階数)に加え、建物の一部の店舗等に消防法令違反が生じた場合は、建物利用者等に対しさらに詳しく正確な情報を提供できるようにするため、店舗名称や事業所名称も消防局のホームページに公表します。

改正前	改正後
(2) 前条第 2 項に規定する違反の内容	(2) 前条第 2 項に規定する違反の内容(<u>当該違反が認められた位置(当該位置を明示するために消防長が必要と認める場合は、店舗等(防火対象物の部分のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設をいう。)の名称を含む。)</u>)

※下線部分が改正内容となります。

3 施行期日

平成 28 年 10 月 1 日

4 その他

平成 28 年 7 月 15 日から平成 28 年 8 月 15 日まで、意見公募を実施した結果、意見はありませんでした。

〈参考〉ホームページでの公表例

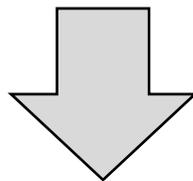
【改正前】

違反対象物一覧表(〇〇区)

平成 28 年〇月〇日現在

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		その他
		違反指摘事項	根拠法令等の条項	
●●ビル (1階飲食店部分)	〇〇1丁目27番	自動火災報知設備未設置	法第17条第1項	自動火災報知設備が未設置のため火災の早期発見が遅れ、避難や初期消火に影響が生じる恐れがある。
△△製作所	□□町1番地	屋内消火栓設備未設置	法第17条第1項	屋内消火栓設備が未設置であり初期消火が期待できず、延焼拡大の恐れがある。

今までも位置についての記載は有り(店舗名記載なし)



【改正後】

違反対象物一覧表(〇〇区)

平成 28 年〇月〇日現在

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		
		違反指摘事項	根拠法令等の条項	違反の位置等
●●ビル	〇〇1丁目27番	自動火災報知設備未設置	法第17条第1項	1階 〇〇〇〇 (店舗名称)
△△製作所	□□町1番地	屋内消火栓設備未設置	法第17条第1項	防火対象物全体

新設
(店舗等に違反がある場合、その名称を記載)